

令和 3 年度 地場産地デジタル化支援事業補助金 事業募集のお知らせ

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大により変容したビジネス環境を踏まえ、地場産地の持続的発展や将来的な地場産品の高付加価値化に向けてデジタル手法を導入する取組に対し、その経費の一部を補助する。

2 事業の概要

補助対象者	産業支援団体(※1)、事業協同組合等(※2)
補助対象事業	産地の出荷額増加やコスト削減に繋げるためデジタル手法を導入するものであり、専門家によるアドバイスのもと、地場産地の持続的発展が見込まれる付加価値の高い取組 【事業計画作成段階で専門アドバイザー等による指導を必須要件とする】 (※3) ≪取組の例示≫ <ul style="list-style-type: none">・加盟事業者が利用できる、効果的な販路開拓のためのB to B向け商談用オンラインサイト構築など、非接触型営業・販売手法の導入・遊休設備、余剰備品の状況を組合加盟事業者間で情報共有するシステムの導入による産地の資源(労働力・モノ)の有効活用・デジタル手法の導入による作業の見える化など、人材育成や技術継承に繋がる手法の導入、等
補助率・補助限度額	・補助率：1/2以内 ・補助限度額：1件当たり3,000千円
事業提案	・事業提案できる数は、1団体当たり1件とします。 ・事業提案の提出方法については、2ページ目をご覧ください。
事業期間	・交付決定の日から令和4年2月28日まで。 ・交付決定日より前に着手した事業は対象となりません。

※1：産業支援団体とは、旧民法第34条に基づき設立された特例民法法人のほか、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人のうち、産業振興を目的とする法人及び特定非営利活動促進法により設立された特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)のうち、地域経済の活性化を活動分野とする法人とします。

※2：事業協同組合等とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号、第2号、第7号及び第8号に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合とします。

※3：本事業について、事業計画を作成する段階でデジタル手法の導入に関する専門アドバイザー等を招聘し、そのアドバイザーのもと、より効果的なデジタル手法導入に関する事業計画を策定することを計画提案の**必須要件**とする。

3 補助対象経費 (※4)

経費区分	内 容
謝 金	アドバイザー等への謝金
旅 費	アテンド職員旅費、アドバイザー等の費用弁償旅費
設備・備品借上料	機械設備、事務用機器の借上料
委 託 料	アドバイザー等への委託料
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること

※4：上記の補助対象経費は例示であり、企業グループの効果的な取組につながる経費であれば特に用途を限定しませんが、既存従業員の人件費充当、販売会の実施に伴う値引き相当額への充当、生産用機械設備の購入費等のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は、補助対象外とします。

4 応募手続きの概要

(1) 事業提案

補助金要綱で定める別記第1号様式の別紙1「地場産地デジタル化支援事業補助金事業計画書」(申請書部分は不要)を、7項の提出先へ1部提出してください。

事業計画書には、様式に沿って、産地の状況や課題を踏まえた事業目的・目標と、事業実施の必要性、専門アドバイザーの概要、参加する事業者9などを記載するとともに、事業実施により期待される効果、目標値(利益やコスト削減額のほか、事業計画に応じて適宜)を設定してください。

なお、その他必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

《お願い》 事業計画書の提出を検討されている場合は、事前に事業概要等を連絡願います。

(2) 評価・審査、申請手続き (5 補助事業採択等の流れ 参照)

提出された事業計画書は、外部有識者等で構成される審査会において、次の視点により採否を決定します。

[審査の視点]

事業効果を高める工夫を凝らした新しい取組や、時勢を捉えた取組を優先的に支援します。

- 目標(目標利益、コスト削減額、その他期待される成果や効果の内容)
- 事業の必要性・課題解決効果・将来性
- 取組内容と目的達成のための工夫
- 産地や事業者への波及効果

その後、審査会の評価結果を踏まえ、採否を通知します。

(3) 採択後の手続きについて

採択となった事業提案者につきましては、別途指示する期限までに要綱に基づく補助金交付申請書を提出していただきます。

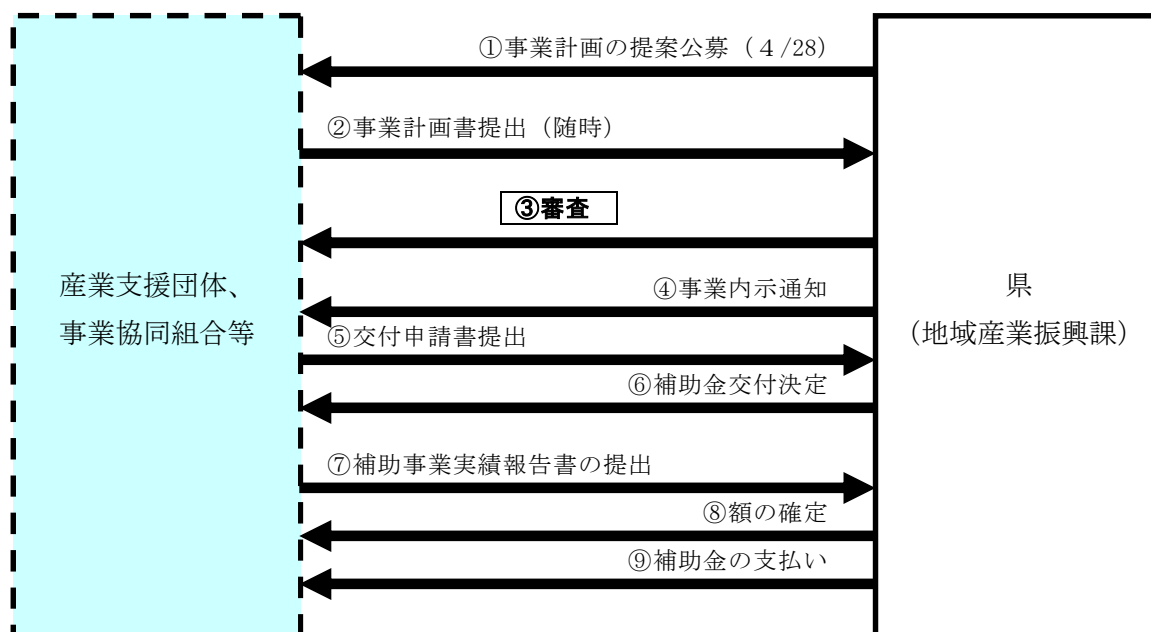
なお、事業着手は、補助金交付申請書の審査の後、交付決定通知を事業提案者宛てに送付しますが、この交付決定日より前に着手した事業は補助対象外となります。ご注意ください。

(4) その他

補助金の交付決定を受けた場合は、以下の事項の遵守義務が発生します。

- 1 補助事業の内容を変更しようとする場合は事前に承認を得ること。
- 2 事業途中で中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 事業完了後、決められた期限内に実績報告書を提出すること。
- 4 事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

5 補助事業採択等の流れ



6 お問い合わせ、事業計画書等の提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部 地域産業振興課 地場産業・日本酒振興室

TEL 025-280-5243 FAX 025-280-5278

E-mail ngt050100@pref.niigata.lg.jp